

国家外貨管理局

直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知

外貨管理局の外貨登記審査事項が銀行で取扱い可能に

トランザクションバンキング部

2015年2月28日、国家外貨管理局(以下略称、SAFE)より「直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知」(匯発[2015]13号、以下略称「13号通知」)が公布されました。中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、上海自貿区)において試行されている直接投資外貨管理項目の一部簡素化政策¹が、2015年6月1日から全国で施行されることになり、企業の利便性が高まります。

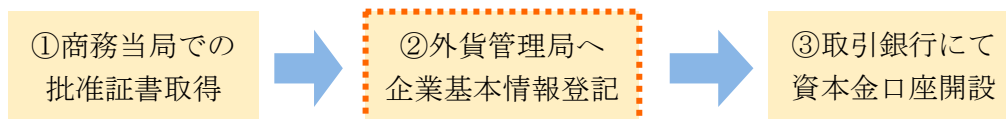
1. 「13号通知」の内容

「13号通知」の主な内容は、(1)直接投資項目外貨登記のSAFE審査批准の取消し、(2)验资手續の簡素化、(3)直接投資外貨年度検査の取消しです。

(1) 域内・域外直接投資項目下における外貨登記の行政審査批准事項の取消し

外資企業の新規設立や増資の時に必要であった、SAFEへの企業基本情報登記が不要になり、企業登録地の銀行がシステムに登録することになります。

例えば、増資手續フローの場合、以下②の手續を銀行で取扱うようになるため、商務当局で批准證書を取得した後、銀行で企業基本情報登記を行い、続けて資本金口座の開設が可能になります。



他にも、域内直接投資項目においては、域内直接投資前期費用(事前関連費用)の基本情報登記、新設外商投資企業の基本情報登記、外国投資者の域内企業買収に伴う外商投資企業の基本情報登記、外商投資企業基本情報登記の変更・取消、外貨保証金口座の開設主体の基本情報登記・変更、域内再投資受付基本情報登記・変更に対し、域外直接投資においては、域内・域外機構の域外直接投資外貨登記等の手續に対し適用されます。

(2) 域内直接投資項目下の外国投資者の貨幣出資入金登記(验资)の簡素化

2014年の会社法改定により、会社の払込資本が工商登記事項ではなくなり、会社登記時の验资報告は不要とされてはいるものの、SAFE関連規定が改訂されていなかったため、外貨資本金の利用においては実務上、会計士による验资報告が引続き必要とされています。

従来の验资手續とは、匯発[2012]59号²および匯発[2013]21号³により、会計士事務所が関連業務シス

¹ 2014年2月28日、SAFE上海市分局の「中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則に関する通知」(上海匯発[2014]26号)により施行。具体的な内容は実務・制度ニュースレター88号ご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314030502.pdf>

² 匯発[2012]59号とは「直接投資外貨管理政策を更に改善・調整することに関する通知」のこと(2012年12月17日より施行)。

³ 匯発[2013]21号とは「外国投資者域内直接投資外貨管理規定」のこと(2013年5月13日より施行)。

テムを通じ電子申請にてSAFE宛に「出資確認登記手続」を行い、験資報告を発行しています。

「13号通知」によって、外国投資者が貨幣形式(クロスボーダー外貨・人民元)で出資する場合、会計士事務所の発行した験資報告に代わって、資本金口座開設銀行が、企業の申請に基づき直接SAFEの資本項目情報システムを通じて「域内直接投資貨幣出資入金登記」手続を行い、資本金が使用可能になります。

さらに、非貨幣方式で出資する場合の「外国投資者による非貨幣出資確認登記」と「外国投資者による中国側持分買収の出資確認登記」手続はそれ自体が取消され、登録不要になっています。

(3) 直接投資外貨年度検査を取消し、既存権益登記に変更

外貨年度検査については、2013年度まで企業は年度検査を行っていましたが、2014年度からは年度報告⁴となり、簡素化が行われています。

「13号通知」では、さらに簡素化を進め、年度報告を含む外貨年度検査制度自体を取消して「権益登記」に変更しています。企業は毎年9月30日前に、自身で、もしくは会計士事務所・銀行に委託して、資本項目情報システムにて前年度末の域内直接投資と域外直接投資の権益データのみを報告します。

図表1では各手続において提出が必要なデータが、次々と簡素化されていることが読み取れます。

【図表1: 年度検査の変遷】

	2013年度 年度検査	2014年度 年度報告	権益登記
必要書類	①2012年度連合年度検査(外貨部分)情報登記表、②「会計士審査済」の2012年度外国側権益確認表、③2012年度監査報告と附属の資産負債表、利潤表	①企業基本情報表、②2013年度末資産負債表、③2013年度損益計算書、④2013年度外商投資企業外国投資者側の出資持分統計表	①前年度末の域内直接投資の権益データ、②前年度末の域外直接投資の権益データ
申請	会計士事務所からの申請を推奨	自身で申請可能	自身で申請可能

(4) その他

- 域外再投資外貨備案(届出)の取消し：域内企業が設立する域外企業が域外で再投資して設立した新しい域外企業の外貨備案を取消しました。
- 外貨資本金口座の自由元転政策は変更無し：上海自貿区と全国16地域で資本金の自由元転が可能⁵となっていますが、当該政策は「13号通知」によっては変更されません。

2. 今後の影響

「13号通知」では、新たな登記先となる銀行には厳格な管理が求められており、今まで通りの合法・真実・正確な対応が必要なることは変わりませんが、企業には利便性向上、コスト削減、手続時間短縮といったメリットがもたらされます。

また、会計士事務所にて験資報告を行わなくなった場合、験資報告が必要な他部門の手続きに影響はないのか、「外国投資者による非貨幣出資」と「外国投資者による中国側持分買収の出資」の験資も不要になるのか等、今後実務面での確認を進めていく必要がありますので、実際に取組む場合には、事前の確認をお勧めいたします。

⁴ 「2014年外商投資企業年度外貨経営状況報告作業関連問題に関する通知(匯綜発[2014]58号)」(2014年4月29日)により施行。

⁵ 2014年7月4日付、「国家外貨管理局の一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開する関連問題についての通知(匯発[2014]36号)」による政策。具体的な内容は実務・制度ニュースレター105号ご参照。

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p data-bbox="137 264 699 394">国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知 (汇发[2015]13号)</p> <p data-bbox="137 456 699 586">国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p data-bbox="137 649 699 967">为进一步深化资本项目外汇管理改革，促进和便利企业跨境投资资金运作，规范直接投资外汇管理业务，提升管理效率，国家外汇管理局决定在总结前期部分地区试点经验的基础上，在全国范围内进一步简化和改进直接投资外汇管理政策。现就有关事项通知如下：</p> <p data-bbox="137 1030 699 1160">一、取消境内直接投资项下外汇登记核准和境外直接投资项下外汇登记核准两项行政审批事项</p> <p data-bbox="137 1178 699 1496">改由银行按照本通知及所附《直接投资外汇业务操作指引》（见附件）直接审核办理境内直接投资项下外汇登记和境外直接投资项下外汇登记（以下合称直接投资外汇登记），国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）通过银行对直接投资外汇登记实施间接监管。</p> <p data-bbox="137 1559 699 1832">（一）本通知实施后，已经取得外汇局金融机构标识码且在所在地外汇局开通资本项目信息系统的银行可直接通过外汇局资本项目信息系统为境内外商投资企业、境外投资企业的境内投资主体（以下简称相关市场主体）办理直接投资外汇登记。</p> <p data-bbox="137 1895 699 2060">（二）银行及其分支机构应在所在地外汇局的指导下开展直接投资外汇登记等相关业务，并在权限范围内履行审核、统计监测和报备责任。</p>	<p data-bbox="826 264 1362 394">国家外貨管理局の直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知 (匯發[2015]13号)</p> <p data-bbox="730 456 1458 586">国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局；各中資外為指定銀行：</p> <p data-bbox="730 649 1458 922">資本項目外貨管理改革を更に深化し、企業のクロスボーダー投資資金の運用を促進・利便化し、直接投資外貨管理業務をルール化し、管理効率を高めるために、国家外貨管理局は従来の一部地区の試行経験を総括した上で、全国範囲で直接投資外貨管理政策をさらに簡素化・改善することを決定した。ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p data-bbox="730 1030 1458 1160">一、域内直接投資項目下の外貨登記核准（審査認可）と域外直接投資項目下の外貨登記核准の2項目の行政審査批准事項を取消す</p> <p data-bbox="730 1178 1458 1451">銀行は本通知および附属資料『直接投資外貨業務操作手引き』（附属資料参照）に基づき、域内直接投資項目下の外貨登記と域外直接投資項目下の外貨登記（以下総称、直接投資外貨登記）を直接審査し、国家外貨管理局およびその分支機構（以下略称、外貨管理局）は銀行を通じて直接投資外貨登記に対して間接的な管理監督を行う。</p> <p data-bbox="730 1559 1458 1832">（一）本通知実施後、外貨管理局の金融機構コードを既に取得しかつ所在地の外貨管理局の資本項目情報システムが開通した銀行は、直接外貨管理局資本項目情報システムを通じて、域内外商投資企業、域外投資企業の域内投資主体のために（以下略称、関連市場主体）直接投資外貨登記を取扱うことができる。</p> <p data-bbox="730 1895 1458 2060">（二）銀行およびその分支機構は所在地外貨管理局の指導の下で直接投資外貨登記等の関連業務を展開し、併せて権限範囲内で審査を行い、統計モニタリングと報告に責任を負わなければならない。</p>

(三) 相关市场主体可自行选择注册地银行办理直接投资外汇登记, 完成直接投资外汇登记后, 方可办理后续直接投资相关账户开立、资金汇兑等业务(含利润、红利汇出或汇回)。

二、简化部分直接投资外汇业务办理手续

(一) 简化境内直接投资项下外国投资者出资确认登记管理。取消境内直接投资项下外国投资者非货币出资确认登记和外国投资者收购中方股权出资确认登记。将外国投资者货币出资确认登记调整为境内直接投资货币出资入账登记, 外国投资者以货币形式(含跨境现汇和人民币)出资的, 由开户银行在收到相关资本金款项后直接通过外汇局资本项目信息系统办理境内直接投资货币出资入账登记, 办理入账登记后的资本金方可使用。

(二) 取消境外再投资外汇备案。境内投资主体设立或控制的境外企业在境外再投资设立或控制新的境外企业无需办理外汇备案手续。

(三) 取消直接投资外汇年检, 改为实行存量权益登记。相关市场主体应于每年9月30日(含)前, 自行或委托会计师事务所、银行通过外汇局资本项目信息系统报送上年末境内直接投资和(或)境外直接投资存量权益(以下合称直接投资存量权益)数据。对于未按前款规定办理的相关市场主体, 外汇局在资本项目信息系统中对其进行业务管控, 银行不得为其办理资本项下外汇业务。在按要求补报并向外汇局出具说明函说明合理理由后, 外汇局取消业务管控, 对涉嫌违反外汇管理规定的, 依法进行行政处罚。参加外汇局直接投资存量权益抽样调查的外商投资企业等相关市场主体应按照直接投资存量权益抽样调查制度要求, 按季度向注册地外汇局报送相关信息。

(三) 関連市場主体は自身で登記地の銀行を選択して直接投資外貨登記を行うことができ、直接投資外貨登記完了後、続いて直接投資関連口座を開設し、資金両替等の業務を行うことができる(利潤、配当の支払あるいは受取を含む)。

二、一部直接投資外貨業務の取扱手続を簡素化する

(一) 域内直接投資項目下の外国投資者の出資確認登記管理を簡素化する。域内直接投資項目下の外国投資者による非貨幣出資確認登記と外国投資者による中国側持分買収の出資確認登記を取消す。外国投資者による貨幣出資確認登記を域内直接投資貨幣出資入金登記として調整し、外国投資者が貨幣形式(クロスボーダー外貨・人民元を含む)で出資する場合、口座開設銀行は関連資本金を受取った後、直接外貨管理局の資本項目情報システムを通じて域内直接投資貨幣出資入金登記を行い、入金登記後の資本金を使用できる。

(二) 域外再投資外貨備案(届出)を取消す。域内投資主体が設立するあるいはコントロールする域外企業が域外において再投資して新たな域外企業を設立あるいはコントロールする場合、外貨備案手続を行う必要は無い。

(三) 直接投資外貨年度検査を取消し、既存権益登記に変更する。関連市場主体は毎年9月30日(含む)以前に、自身あるいは会計士事務所、銀行に委託し、外貨管理局の資本項目情報システムを通じて前年度末の域内直接投資と(或いは)域外直接投資の既存権益(以下総称、直接投資既存権益)データを報告・送付しなければならない。前項規定に基づき手続を行っていない関連市場主体に対して、外貨管理局は資本項目情報システムを通じて業務の管理・コントロールを行い、銀行はその主体の資本項目下の外貨業務を行ってはならない。要求に基づき補充報告を行い、併せて外貨管理局に説明書を提出し、合理的理由を説明した後、外貨管理局は業務の管理・コントロールを取消し、外貨管理規定違反の嫌疑がかかっている場合、法に従って行政処罰を与える。外貨管理局の直接投資既存権益サンプル調査に参加した外商投資企業等の関連市場主体は直接投資既存権益サンプル調査制度の要求に基づいて、四半期毎に登記地の

<p>三、銀行应提高办理直接投资外汇登记的合规意识</p> <p>(一) 銀行应制定直接投资外汇登记业务的内部管理规定，并留存备查。内部管理规定应当至少包括以下内容：</p> <p>1、直接投资外汇登记业务操作规程，包括业务受理、材料合规性和真实性审核等业务流程和操作标准；</p> <p>2、直接投资外汇登记业务风险管理制度，包括合规性风险审查、经办复核和分级审核制度等；</p> <p>3、直接投资外汇登记业务统计报告制度，包括数据采集渠道和操作程序等。</p> <p>(二) 銀行自行对已经取得外汇局金融机构标识码的分支机构开展直接投资外汇登记进行业务准入管理。</p> <p>(三) 銀行应严格按照本通知及所附《直接投资外汇业务操作指引》的要求，认真履行真实性审核义务，通过外汇局资本项目信息系统办理直接投资外汇登记业务，并应完整保存相关登记资料备查。</p> <p>(四) 銀行在办理直接投资外汇登记业务过程中，如遇规定不明确、数据不准确或发现异常情况的，应及时向相关市场主体注册地外汇局反馈。</p> <p>四、外汇局应强化对银行的培训指导和事后监管</p> <p>(一) 外汇局应加强对银行的培训指导和事后监管，及时掌握其直接投资外汇业务办理和相关数据、报表及其它资料报送情况，对银行办理直接投资外汇登记合规性及内控制度的执行情况开展事后核查和检查，全面了解银行办理直接投资外汇登记的情况，发现</p>	<p>外貨管理局へ関連情報を報告・送付しなければならない。</p> <p>三、銀行は直接投資外貨登記取扱いにおいてコンプライアンス意識を向上しなければならない</p> <p>(一) 銀行は直接投資外貨登記業務の内部管理規則制度を制定し、併せて検査に備えて保存しておかなければならない。内部管理規則制度は少なくとも以下内容を含まなければならない：</p> <p>1. 直接投資外貨登記業務の操作规程で、業務受理、資料の合法性と真実性審査等の業務プロセスと操作基準を含む。</p> <p>2. 直接投資外貨登記業務のリスク管理制度で、コンプライアンスリスク審査、再審査と分級審査制度等の取扱いを含む。</p> <p>3. 直接投資外貨登記業務の統計報告制度で、データ採集ルートと操作フロー等を含む。</p> <p>(二) 既に外貨管理局の金融機構コードを取得した銀行の分支機構が直接投資外貨登記を展開することに対して銀行自身が業務参入管理を行う。</p> <p>(三) 銀行は厳格に本通知および附属の『直接投資外貨業務操作手引き』の要求に基づいて、真実性の審査義務を真摯に履行し、外貨管理局の資本項目情報システムを通じて直接投資外貨登記業務を行い、併せて関連登記資料を検査に備えて整備して保管しておかなければならない。</p> <p>(四) 銀行が直接投資外貨登記業務を行う過程において、規定が不明確、データが不正確あるいは異常な状況が発生した場合、遅滞無く関連市场主体登記地の外貨管理局へフィードバックしなければならない。</p> <p>四、外貨管理局は銀行を対象とする研修指導と事後管理監督を強化しなければならない</p> <p>(一) 外貨管理局は銀行を対象とする研修指導と事後管理監督を強化し、遅滞無くその直接投資外貨業務の取扱いと関連データ、報告表およびその他資料の報告・送付状況を掌握し、銀行が取扱った直接投資外貨登記のコンプライアンスおよび内部コントロール制度の執行状況に対して事後調査と検査を展開し、全面的に銀行が取扱った直接投資外</p>
--	--

<p>异常情况要及时上报，对违规问题要及时纠正、处理。</p> <p>(二) 银行未按规定要求履行直接投资外汇登记审核、统计、报告责任的，外汇局除按外汇管理有关规定对其处罚外，还可暂停该银行办理直接投资外汇登记。对违规情节特别严重或暂停期内未能进行有效整改的，外汇局可停止该银行办理直接投资外汇登记。</p> <p>本通知自2015年6月1日起实施。本通知实施后，之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。外商投资企业资本金结汇管理方式改革试点地区继续按照《国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知》(汇发[2014]36号)等有关规定实行意愿结汇政策。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行接到通知后，应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反映。</p> <p>附件：直接投资外汇业务操作指引</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2015年2月13日</p>	<p>貨登記の状況を理解し、異常な状況が発生した時は遅滞無く報告し、規則違反問題に対して遅滞無く是正、処理を行わなければならない。</p> <p>(二) 銀行が規定の要求に基づき直接投資外貨登記の審査、統計、報告責任を履行しない場合、外貨管理局は外貨管理関連規定に基づく処罰を行うほか、さらに当該銀行の直接投資外貨登記の取扱いを一時停止させることもできる。規則違反の内容が特に深刻あるいは一時停止期限内に有効な是正を実行できなかった場合、外貨管理局可は当該銀行の直接投資外貨登記の取扱いを停止させることができる。</p> <p>本通知は2015年6月1日から実施する。本通知実施後、従前の規定と本通知の内容が一致しない場合、本通知を適用する。外商投資企業の資本金元転管理方式改革試行地区は『一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開する関連問題についての通知』(匯發[2014]36号)等の関連規定に基づいて引続き自由人民元転政策を実施する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、遅滞無く管轄内のセンター支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行へ転送すること；各中資銀行は通知受領後、遅滞無く所轄の各分支機構へ転送すること。執行中問題がある場合は、遅滞無く国家外貨管理局資本項目管理司へフィードバックすること。</p> <p>附属資料：直接投資外貨業務操作手引き(略)</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2015年2月13日</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大廈 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259